

# 浄化槽維持管理チェック

## ① 法定検査 検査手数料は浄化槽の種類により異なります。詳しくは埼玉県浄化槽協会までお問合せ下さい。

はがきや電話で法定検査の申し込みをしたことがありますか？

はい

いいえ

毎年1回の検査が必要です。

お客様は法定検査のお申し込みをしていない可能性がありますので、電話で協会にお問い合わせください。(10人槽以下の浄化槽は、検査料5,000円がかかります。)

埼玉県浄化槽協会 048-501-5707



法定検査

毎年 月に検査を行う。

## ② 保守点検 契約内容や料金など良くご確認のうえ、申し込み下さい。

保守点検業者名	
電話番号	

業者に保守点検を申し込まれていますか？

はい

いいえ or わからない

毎年3,4回の点検が必要です。

- ・保守点検業者と交わした契約書がある。
  - ・保守点検カードがある。
  - ・保守点検業者が浄化槽の保守点検に来たことがある。
- 以上の項目に心当たりがありませんか？

はい

いいえ

お客様は保守点検のお申し込み(契約)をしていない可能性があります。同封の「保守点検登録業者名簿」の中から業者を選びお申し込みください。



保守点検

## ③ 清掃 契約内容や料金など良くご確認のうえ、申し込み下さい。

清掃業者名	
電話番号	

保守点検業者から清掃時期である等の連絡があり、清掃業者に清掃を申し込みましたか？

はい

いいえ

毎年1回以上の清掃が必要です。

保守点検業者は浄化槽内の汚泥の堆積量のチェックもしていますので、保守点検業者の指示に従い清掃を行ってください。



清掃

今後も浄化槽の3つの維持管理(法定検査・保守点検・清掃)を行い、浄化槽をより長く適切にご使用をお願いします。